



かねばこ よしはる
金箱 温春氏

構造設計事務所長、日本建築構造技術者協会理事を務める。東京大学・東京工業大学非常勤講師。53歳。

なぜ設計が偽装され、それをチェックできなかったのが、再発防止対策を構築するポイントになる。

偽装と建築確認検査の両面で大きな弊害があったことが広く認識されたのは、国土交通大臣が認定している構造計算のコンピュータプログラムだ。

設計の道具として有用な面は確かにある。しかし、利用の仕方の問題を生んできた。建築確認申請者が「認定プログラムで計算した」と言えば、自治体の建築主事や民間確認検査機関が「認定プログラムで行っているなら大丈夫だろう」と誤解しがちになっていた。そのことが逆に構造設計者にも反映し、安全性への配慮など設計の考え方や、計算結果の数字の方を重視する傾向をも生んできた。

構造専門家 権限明確に

構造設計に問題があれば、専門家が設計図や建築部材の組み合わせ方などをチェックすることでつかめる。だが、数字をチェックするだけの確認検査では、偽装を見抜けなかった、検査に必要な作業が抜けていた、というわけだ。既に、その反省に立って、チェックの内容を変えたところも出ている。

官民とも、確認検査できる構造専門建築士を置いていないところがあるなど、構造専門家が少ないという問題も大きい。不正の発覚後に「信頼できる構造建築士を知りたい」という声が増えているが、背景には、構造建築士の資格や権限が建築士法で示されていないため、国民に見えにくい存在になっているという事情がある。

その面の対策からも、設計書に構造建築士が署名・押印しなければ有効にならないよう規定するなど、資格と権限を法律上で明確にする必要がある。

元一級建築士の偽装は、開発業者などが建築コストを引き下げる。経済設計を強く求めたことがきっかけとされている。コストダウンの追求自体は不適切というわけではないが、構造建築士の権限が強化されれば、過剰な経済設計の圧力には対応しやすくなるだろう。

不当な圧力への対策では、開発業者や建築コンサルタント会社と設計者との打ち合わせの議事録を作成して証拠を残した

り、建築関係の契約を文書で明確にしたりすることも有効だ。再発防止のため建築基準法や建築士法の改正案が国会に提出されたが、問題点が目立つ。

建築士は構造計算証明書を計算委託者に交付する、としているが、構造建築士が署名・押印することが明示されていない。計算チェック法として、認定プログラムを「大臣が定めた」別の方法と同列に置く点も適切でない。これでは、問題を抱えた認定プログラムの方を安易に選ぶ傾向が改まらない。

「指定構造計算適合性判定機関」の創設は、同等以上の能力を持つ建築士が、別の建築士の設計を第三者の目でチェックする「ピアチェック」に該当するものだろうが、判定員の資格を「構造設計者かその経験者」と明示する必要がある。

新たに判定員資格を創設し、判定のための判定員が生まれるようになれば、制度がいたすらに複雑になってしまふ。

偽装のような不正設計をチェックする制度としては、やはり有資格建築士である「一人間」を重視する方向が必要だろう。例えば、国交相がプログラムを認定するより、構造建築士を能力段階別で認定した方が、設計でも検査でも効果的はずだ。

事件は残念だが、これまで陰に隠れていた構造設計の在り方を制度面からも改善するきっかけにする機会にしてほしい。